

經濟叢論 每月十日發行
 第四十七卷第二號 昭和十三年八月一日發行
 大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

京都市帝國大學經濟學會

經濟叢論

第四十七卷 第二號

昭和十三年八月一日發行

(禁轉載)

論叢

貨幣は被覆なりや……………文學博士 高田保馬

日本國民經濟の根本性格……………經濟學博士 石川興二

統計機關論……………經濟學博士 蜷川虎三

時論

連繫貿易制(Link-system)に就いて……………經濟學博士 谷口吉彥

研究

純粹理論經濟學と日本國民主義……………經濟學士 柴田敬

理論經濟學との間の距離……………經濟學士 德永清行

支那經濟に於ける銀の地位……………經濟學士 青山秀夫

ワルラスに於ける動學化の問題……………經濟學士 住谷勇二

近世絞油業の生産機構……………經濟學士 住谷勇二

說苑

資本及び資本形成理論の二元性……………經濟學士 中谷實

ドマンデヨン、村落と田舎共同體……………經濟學士 宮本又次

附錄

彙報

外國雜誌論題

統計機關論

蜷川虎三

統計の發達は統計の整備に在る。眞實にして利用性の大なる統計が十分に與へられることが統計の整備であり統計の發達である。

統計の發達或は整備といふことは常に唱へられる所であるが、果して何が發達であり整備であるかは必ずしも明瞭でない。勿論、常識的にいへば、より役に立つ統計がより多くなることに違ひはないが、併しそれでは統計の整備の方向もまたその方法も與へられるものではない。即ち具體的な問題として如何なる統計を如何に増加することによつてこの目的が達せられるのか何等の方針を示すものではない。従つて先づこの點を明らかにして置く必要がある。

統計の整備としては第一に十分なる統計が與へられなければならぬ。而して「十分なる統計」たるためには二つの點に於て十分なることを満足しなければならぬ。即ち、社會のあらゆる部に互り必要なる統計が與へられること、各個の統計が所要の統計値より構成されることとの二條件を満足するものでなければならぬ。更にこれを大量に即して言へば、捉へらるべき大量が全て捉へられ、而も各個の大量に就いて問題にさるべき集團性の

方向から全ての部分大量が捉へられねばならぬといふことに他ならない。勿論、捉へらるべき大量が何であり、またどれだけあるかは問題であるが、一般的にいつて、社會狀態の認識のために如何なる大量を捉へねばならぬかは理論的に定め得ることであり、而もこの範圍に於て統計調査の目的がその定むべき焦點を規定する。従つて捉ふべき大量は、對象たる社會に關する理論並に統計調査の目的が明瞭に把握されてゐる限り豫め定め得ることであり、このことはまた同時に集團性の方向の規定に就いても妥當する。

この意味に於て、現實の統計の整備の程度は、かくして得た一般的基準を尺度にしてこれを測ることが出来る。ゆゑに統計の整備は、少くともそれが「十分なる統計」に關する限り、かゝる基準と現實に與へられてゐる統計との開きを縮小する努力に他ならない。かゝる努力こそ統計を發達せしむるものであるが、それがためには、その尺度たる基準が定められてゐることを必要とし、また現實の統計がよく検討されなければならぬ。例へば官廳統計の場合、國として作る統計が十分であるためには、國全體として右の基準が定められてをり、この基準に於て出来る限りこれを満足するやうな統計調査が計畫され實施されることが理想であり、また現實の統計調査の實情をこれによつて改善することが常に考へられると共にこれが改善され得る機構を具へてゐなければならぬ。元來、官廳統計は各機關の政務の對象たる事態、政務の執行の狀態並にその結果等を明らかにする目的を以て作られるものであり、いはゆる *Verwaltungsstatistik*¹⁾ であるが、その限りに於て、各機關の機能に制約せられ、必ずしもこれによつて國全體として必要とする統計が得られるといふ譯には行かない。のみならず、當該機關が作る統計を利用するために必要とする統計であつても若しその管掌事項外のものであればこれを作ることとは不可能であ

1) Vgl. H. Moeller, Statistik, S. 35. P. Flaskämper, Statistik, S. 106.

り、他の機關の作る統計に俟つ外はないが、幸にして他の機關が作つてゐれば兎に角、作つてゐないといふことも十分に考へられる。また事柄によつては、それらの機關では作り得ぬ統計のあり得べきことも想像し得る所であらう。従つてかゝる場合にはこの種の統計調査に當る機關が必要であることは論を俟たない。

然らば、實際問題として、「十分なる統計」を求め、國全體としての統計の整備を計ると共に各機關の作る所の統計をして一層「利用性」を大ならしむるために如何にすべきかとの問題を生ずるが、如上の意味から察し得る如く、これが解決は、國としての統計の整備に一定の「計畫」をもち、この計畫を實行し得る機構と機關とを備へることによつてのみ達せられるであらう。併し、これは必ずしも容易なことではない。蓋し統計調査がその第一歩から始められるならば兎に角、然らざる限り、既に統計調査に一定の歴史があり、各官廳各機關は各々獨立して統計調査乃至はこれに類似したことを行つてゐるから、自己の立場と必要から、かうした全體的統一的な方向に向つて直ちに融合するといふことは甚だ難しいことだからである。併し今日の如く政策が「統制」を基調とし而もそれが益々強化されねばならぬ時代に於て、政策の樹立並に實行に就いて不可缺なるべき統計に對し「統制」が看過されてゐるならば甚だ不合理であるばかりでなく、統計の利用性を小ならしめ、従つてまた統制本來の目的を遂行するに就いて大なる缺陷となるであらう。¹⁾ 現に北米合衆國に於てはこの點に着目しニラの實行に當り新なる機關として中央統計局 (Central Statistical Board) を設置し、この機關に對し、産業復興法の目的を遂行するに必要な統計の蒐集に當る全ての政府機關の調査票を審査し忠言し、かゝる統計の分類及び表示の計畫を再審査し且つ全體の統計事業の調整と進歩とを圖ることに就いて權限を賦與したのである。²⁾ 勿論これに就いては、それが

1) この點に就いては一般的に論じたことがある、拙稿「經濟統制と統計の問題」
中央公論 昭和9年12月
2) Executive Order No. 6225, July 27, 1933.

統計の蒐集或は解析に就いて直接に自らなすものではなく單に諮問委員會的役割をはたすにとゞまり、その限りに於て寧ろ歐洲に行はれる統計委員會に類似せるもので官廳統計の中央化乃至は組織化に一步を進めるものではないといふ批判もなし得るが、併し、プリブラムもいふ如く、從來アメリカの官廳統計の組織がヨーロッパのそれに比し著しく分立的或は非結合型のものであるのに對しこれを調整し而もニラの目的遂行といふ目標の下に統計調査に着目したといふことはその理解と熱意とが窺はれるであらう。

かういふ點になると滿洲國などは全く新に建設し得るのであるから事業は極めて容易であるが、果して何がなされたであらうか。こゝに詳細なる材料をもたないが、傳へられる所によれば、¹⁾ 少くとも右の如き點が考慮されてゐるとは考へられず、今日に於ても十分なる關心を以て研究されてゐるとは思はれない。甚だ遺憾なことである。恐らくこれは指導的地位にある日本の實情を反映したものであらう。

かゝる意味に於て、我國に於ける統計調査の機構並に機關の現狀を検討し、果してそれが今日の統制政策遂行に相應するものであるかどうか、これを研究して見る必要があるが、併しなほその前に現代の統計並にその調査に就いて必要とされる機構機關が如何なるものでなければならぬかを明らかにする必要があるであらう。本文に於ては、先づ現代の統計殊に官廳統計に就いてその要求せらるべき性質を明らかにし、かゝる統計の性質による機構と機關とが如何になければならぬかを研究し、併せて我國の統計調査の現狀を瞥見して見たいと思ふ。

二

統計の整備として第一に十分なる統計が與へられねばならぬことを述べたが、併し統計の整備は單にそののみ

- 1) The Brookings Institution, ABC of the NRA, P. 56.
- 2) K. Pribram, "European experiences and New Deal statistics," Journal of the American Statistical Association, March 1935.
- 3) 後藤憲章、滿洲統計界の現狀『經濟滿洲』第4卷 第11號(昭和10年11月)

で達せられるものではなく同時に「眞實にして利用性が大」なる統計が得られなければならぬ。

先にも述べたやうに、統計の利用性は、統計調査が理論的根拠を以て而も調査目的に焦點を合せて行はれる限り一應は得られる譯であるが、併し統計の利用は各個統計値の組合せ或は結合によつて行はれるものであるから、¹⁾統計そのものがこれを可能ならしむるやうな仕方で作られてゐることが必要である。換言すれば、統計調査法²⁾如何が統計の利用性を制約するのであるから、國全體の統計に就いてその調査法が利用の立場からも統一的に考へられなければならぬ。勿論斷るまでもなくこゝに統一的といふのは劃一的なることを意味するものではない。統計調査法は、具體の場合、その對象たる大量の性質に規定されるばかりでなく、調査目的や調査者の立場或は事情によつて制約される。従つて如何なる場合にも同一の調査法をとるといふことは無意味であるばかりでなく不可能である。この意味に於て統計調査法の劃一的であることは望まないしまた望めないが、よく統計の利用性を考へ、これを満足し得るやうに調査法に統一のあることは望ましいこととなければならぬ。従つて、統計の利用性を考へる限り、各機關が單にその政務の必要上ばかりで任意に調査法をとることは許されぬ所で、官廳統計全體の關係に於て適當なる調査法をとらねばならぬ。このことは自ら統計調査に就いてこれを統制し指導する機關の存在を必要とすることを意味するものである。

また、統計の眞實性——正確性及び信頼性³⁾——は統計の生命である。この生命を維持するためには正當にして適切なる統計調査法をとり、これによつて調査が實施されることが必要である。従つて統計調査に於ては、大量觀察の理論的過程並に技術的過程⁴⁾の全過程に互り一定の機關を組織しこの機關の活動の機構に於てこれを實施す

- 1) 拙著「統計利用に於ける基本問題」245—246頁
- 2) 拙稿「統計調査論」『經濟論叢』昭和10年2月
- 3) 前掲 144—145頁
- 4) 拙著「前掲」第二章 第二節

るものでこの機關を統計調査機關或は略して統計機關 (das Organ des statistischen Dienstes, statistisches Organ) といふ。統計の眞實性は、従つて、實質的には統計調査法の科學的なるか否かによるが、併し科學的なる統計調査法がとられるか否か、またこれが如何に使はれるかは全く統計調査機關並にその活動に依存するものである。假令理論的に見て一定の統計調査法を採用することが至當であると考へられる場合に於ても、統計調査機關にその能力なければこれを採用し得ないであらう。勿論こゝに能力をいふ場合種々の意味をもつが、例へば、當該機關の構成が悪く(よき統計家を以て構成されぬ場合)適當なる調査法を採用し得ぬ場合もあらうし、また機體的に見てさうした調査法をとり得ぬ場合もあらう。併し何れにしても調査機關が能力を欠き機能し得ぬことには區別はない。ゆゑに、實際問題としては、調査機關及び機構の實情に即して調査法も考慮すべきで、徒らに調査法の科學的なることを期しても結果たる統計の眞實性は得られるものではない。

この意味で、少くとも統計調査の實際を考へるならば、單に理論的に統計調査法を問題にしたゞけでは無意味で、常に現實の統計調査機關並に機構との關係に於て見なければならぬ。従つてまた、統計の整備改善も機關機構の充實改善を俟つて初めて可能となるものといはなければならぬ。

三

統計調査の機關及び機構の重要性が上述の如くだとすれば、然らばその構成組織は統計の性質から見て如何にあるべきであらうか、次の問題である。

勿論、既に述べたる所のその重要性に於て統計調査の機關及び機構が一般的に如何にあるべきかを察すること

が出来る。即ち、

(一) 統計の眞實性を確保する意味に於て大量觀察の理論的過程並に技術的過程の全過程を正確且つ圓滑に運び得る機關を備へ機構をもたなければならぬ、

(二) 統計が十分に且つその利用性が大なるためには——こゝでは官廳統計を問題にしてゐるのであるが、國全體として一定の計畫の下に統一的な調査法をとつて統計調査が行はれる必要があり、その限りに於て官廳統計調査の全機構に於てこれを支配する中心的な機關がなければならぬ、

といふことは極めて明瞭である。ゆゑにこゝに問題となるのは、かゝる條件の下に於ける一層具體的な機關と機構との構成組織でなければならぬ。

大量觀察の過程から見れば、大量觀察の理論的過程とその技術的過程に於ける調査票作製までの蒐集過程と整理の過程全部を擔當する中央機關と、これが指揮下に於て一定の部門或は地域内に於ける調査票の運用を掌る從屬機關及びこれと被調査者との間に在つて調査票の運用に當る調査員の三者の機關を區別し得るであらう。¹⁾

こゝに中央機關といふのは、中心機關といつてもいゝし主たる機關と呼んでもよく、要するに統計調査の一切の計畫指揮に任じ、また蒐集結果の整理に當るのが本來の使命である。従つてこれが構成はよくその機能をはたし得るものでなければならず、特に人的構成に於て専門的な有能な統計家を中心とするものでなければならぬ。大量觀察の理論的過程の遂行は學識あり經驗ある専門的統計家でなければ不可能のことである。これはこの過程を知る者には極めて明瞭である。ところが統計及び統計調査の理解の不十分の所に於ては一般の行政事務や經營

1) 拙著 統計學概論 80頁
2) 前掲 基本問題 第二章 第三節

事務と同視し、而も寧ろ直接の行政或は經營に當るものでないからこれより軽いものとして扱ふ傾向がある。かかる所に於ては統計事業は一の隱居仕事で、利用性のあり生命のある統計などは全く期待出来ない。プリブラムが獨逸の輝しい統計事業の發達に就いて、そのよつて來る所を眞に統計的才腕の前途に約束せられた有能なる統計官を多數に採用したことに歸してゐることは至當であり、また彼がアメリカの中央統計局新設による統計事業の新なる歩みに就いて、統計教育が單に統計的方法の應用の教育にのみとゞまつて専門の官廳統計家として必要とする知識を授けることを全く怠つてゐる點から一の疑問をなげてゐることも極めて當然のことと思はれる。¹⁾これは私も別の機會に指摘したところで、統計教育の重要性は述べるまでもない所である。

併し、如何に有能なる統計家を以て構成する意嚮はあつても、若しこれに眞の才能を發揮せしめ生涯を捧げて統計事業に盡し得る熱意をもたしむるだけの制度組織を缺くならばその目的を達することが出来ない。今後はどうか知らないが、我國の如きは、一般に専門的技能者を軽く扱ふ傾向があり、また制度としてさうなつてゐる結果、少數の眞面目な統計家を得たとしても、これを統計事業の發達のために伸ばす機會のないのは甚だ遺憾である。

統計家は統計方法の理論並に實際に精通するばかりでなく社會科學的教養に豊で、社會に對する認識と洞察の力をもつてゐなければならぬ。これは甚だ必要なことではあるが、併し統計家に一切のかうした重荷を負はせることは不可能であり、殊に大量の理論的把握及び統計の利用等に就いては、極めて専門的な社會科學的な知識を必要とすると共に、統計事業が國家の政策の遂行のために常に協働し得るには、他の政府機關の希望意見も聴い

1) K. Pribram, *ibid.*

2) 拙稿「統計教育論」經濟論叢 昭和13年2月

統計事業の健全なる發達を圖らねばならぬ。この意味に於て、中央機關がかゝる必要を満足する所の諮問機關をもつことは重要である。併し、かうした諮問機關が往々にして中央機關の活動を合理化し或は提灯持の役割を果す所の極めて低劣なる政治的機能しかないといふ場合が起り得る。これはその組織にもよるが、また一方にはこれを構成する人に於て、眞の専門家或は眞面目なる研究者を得ず、それらの人々が自己の職責の重大性を意識せざることに大なる原因をもつものである。諮問機關は決して談合機關でもなければ申譯機關でもない。従つて若しかうした機關が不活潑であるならば統計事業の進歩を來さざるのみならず反つてこれを阻害する。この阻害こそは寧ろ重視しなければならぬ。

なほ中央機關の内部組織に就いて述ぶべき問題もあるが、餘りに部分的な問題に互るからこゝでは略し別の機會に譲つて置く。要は、中央機關の性質から十分にその機能を發揮し得るやうな組織をとること、各個の場合に就いて研究すべき問題である。

次に中央機關として重要な點はその獨立性である。他の行政機關の制約の下に在るやうな場合に於ては、自ら統計調査が制限され或は歪められて眞實なる統計を得ることは困難である。また、さうした制約下に在ると、被調査者側に於ても、「統計のための統計調査」たることが理解されずに、調査が何等かの不利益を齎すのではないかといふ危惧と誤解を抱き、調査が被調査者の協力により正確且つ圓滑に行はれ得ないこととなる。殊に「統制」が進行してゆく場合、經濟的利害はその過程に於て錯綜する上に、統制に對する無理解と不安とが一層これを複雑ならしめるから、統制の計畫機關、調査機關、執行機關、監督機關等は嚴にその職能を區別すべきであり、

殊に統計調査機關の如きは全く眞實を捉へる嚴正なる立場を確保し、調査機關として他の政府諸機關に對し權威をもつと共に、一般大衆をしてその權威に信服せしめ進んで協力し眞實なる統計を得ることに努力し得るやうな傾向に導かねばならぬ。統計調査は社會關係に立つ被調査者を通じ大量を數量的に捉へるのであるから、被調査者の理解ある協力なくんば眞の統計調査は不可能といはなければならぬ。

從屬機關は、中央機關の指導指揮の下に大量觀察の技術的過程殊に調査票の運用に當る。これは調査範圍の廣狭により部門別或は地方別に段階的に存在しなければならぬ。而して各從屬機關は各々その規定せられたる機能に於て活動し、調査事業の圓滑なる遂行と統計實務の改善に努むると共に、擔當部門乃至は地域の事情並にその統計に就いて整備し、部門的或は地域的統計調査機關としての機能をもつてゐなければならぬ。また上級の從屬機關は下級の從屬機關に對しこれを指揮し指導すると共に、常に調査の相手方たる被調査者の啓蒙訓練に努め調査地盤の開拓を常に忘れてはならない、従つてこゝにも統計技術者が必要で、かうした特殊の技能者によつて組織せられた從屬機關に於てのみその眞の役割を果し得るのである。ところが、統計及び統計調査に無理解なる者は、かゝる仕事が單なる事務と考へ、而も極めて形式的なる能力を要せぬ事務と誤解しこれを輕視し閑却し易い。併し、如何に中央機關に於て調査計畫を科學的にたてゝも、若し從屬機關に於てその能力がなければ、調査の實施は不可能である。假令不可能でないにしても、さうした調査結果たる統計は殆ど信するに足らぬものである。殊に我國の商工統計農林統計の如く殆ど表式調査による調査に於ては、殆んどその眞實性が從屬機關の能力によつて左右されるものであるといつていい。この點もつと從屬機關の重要性を認識すべきである。この意味に

於て、從屬機關に於ける統計技術者の養成訓練、その待遇等に就いて十分なる考慮を拂ひ、有能なる經驗者の増加を圖ることは、統計事業の發達のために急務である。

最後に統計調査員であるが、これは統計調査の最前線に立つ者で、被調査者と直接に關係し、被調査者を指導しつゝ正確にして誠實なる申告を圓滑に行はしむる職責をもつものである。従つてその擔當地區に於て事情に精通し、統計及び統計事業に深き理解と熱意とをもつと共に信望のある人でなければならぬ。勿論かうした人を得ることは容易ではないが、併し少くともかゝる目標或は條件に於て統計調査員を選ぶことは必要である。また統計調査員に就いてかゝる意味から常に指導と訓練を行ひその能力の向上を計ることが重要である。ところが往々にしてこれが怠られ勝である。これは從屬機關に於ける統計家或は統計事務擔任者に、先に述べたやうに、十分なる考慮を拂はないからである。

統制の進行と共に臨時的な統計調査も自ら多くなると想像される。従つて調査員の活動に俟たねばならぬ場合も多くなる譯であるが、若し調査員にして統計調査の能力に缺くる所があれば殆ど正確なる調査なるものは望めない。殊に調査法の具體的規定が不十分なるか或は曖昧なる場合、調査員の主觀が入る餘地のある場合等に於て調査員の能力が可なり重要視されなければならぬ。勿論かうした調査法をとる事が本來誤で、調査員は被調査者との圓満なる接觸面をつくる以外全く機械的に活動し得るものでなければならぬが、實際問題としては寧ろ然らざる場合を尠しとしない。而も調査員は被調査者との直接の關係者である所から自ら被調査者に對し統計教育者的役割をも演ずるものであり、またさうなければならぬ性質のものであるから、調査員に就いてこれらの考慮

を拂ふことは統計事業の發達のため必要なことゝいはなければならぬ。

以上で、一應、統計機關の職能・問題に就いて述べたが、かうした機關が有機的に聯絡し、統計調査の機構をつくらねばならぬ。即ち制度化される必要がある。假に統計調査の上から見れば從屬機關たる役割をもつべき機關が、制度的に見て必ずしもその命令に従ふを要せざる場合とか、調査費の上で補給される所がなく全く自己の經費を以て中央機關の調査を引受けねばならぬといふやうな場合、實際問題としてこれに参加し得ぬこともあらうし、また引受けても十分力を盡し得ぬこともあると考へなければならぬ。かうした點で統計調査の機構が形式的にも實質的にも制度化されてゐるといふことが重要である。

従つて統計調査の機構は、理想的にいへば、少くとも官廳統計に關する限り一個のたゞ一個の中央統計調査機關があり、國全體の統計調査を一切扱ひ、各部門或は各地方に專屬の從屬機關を整備しこれを以て統計調査プログラムの機構をつくることが望ましい譯である。ところが、統計調査の實際はそのやうに計畫的には發達しをらず、中央機關的役割を果すものが行政の各面に現れ、これが必ずしも統一なく事業を行ふ結果、先の統計の整備の要件を満足し得ないといふ場合が起り易い。従つてその從屬機關も區々たるか或は一の從屬機關が多數の中央機關の下に置かれ、繁多なる事業に惱み眞の業績をあげ得ないといふ結果になる。殊に地方廳自治體等は、それ自體の統計を必要とし、その限りに於て一の中央機關を組織し、自己の統計調査に當る譯であるが、國の統計事業に於ける中央機關からは地方的な從屬機關としてその機構内に置かれる。その結果として、この種の機關は、自治體の統計調査と國の統計調査と二面的な事業を行ふ譯で、時によると自らの調査は全く閑却されるとい

ふ場合も起り得る。殊に中央機關が多い場合、系統を異にした多數の調査事業に當ることとなり、いづれもが完全を期し得ないといふことも必ずしもないとはいへないであらう。

ゆゑにかゝる場合には、少くとも統計の整備を企圖する限り、機構の調整を行ひ統計調査事業の圓滑なる遂行を期すべきである。たゞこの場合、先に述べたるが如く、一個の中央機關に集中することが抽象的理論的には正しくとも、統計調査事業の發達の歴史や行政機構等の關係上直ちにこれを許さざる場合があり、かゝる場合には如何にしてこれを統一してゆくかが實際問題である。先に擧げたアメリカの場合の如きは、政府の組織の範圍と複雑性のゆゑに、またその統計調査部局の異なる性質のゆゑに、主要なる調査部面に就いては各々の機關の自立性を認めることが至當であり、これが調整されて發達するならば、寧ろ一個の機關に集中化するよりも全體としての事業の進歩を促すものであるといふ見解をとり、中央統計局の設置を見たものである。勿論直ちにこの見解に賛同し得ないにしても確かに一つの行き方であることは認められるであらう。併しプリブラムの指摘するやうに、聯邦統計の發達とこれに照應する州統計の發達とが伴はず都市統計を殆ど缺くといふことは勿論問題を残すものである。

これらの點に就いて、各國の統計調査の機構並に機關の現狀並にその發達の過程を見ることは極めて興味あることであり且つ必要なことであるが別の機會に譲らねばならぬ。殊にイギリス及びフランスの分散型、ロシヤ及びドイツの分散調整型、イタリー、ポーランド、チェコスロヴァキア及びスカンディナヴィア諸國の集中型乃至はその傾向等は中央機關に關する限り言ひ得ることとして、なほ統計調査の全機構を見るならばその特質が明

- 1) Government Statistics, A Report of the Committee on Government Statistics and Information Services, 1937, P. 4.
- 2) Pribram, *ibid.*

瞭となるであらう。

四

我國の統計調査事業に於ては、中央機關として形式的には内閣統計局を中心としてはゐるが分立的であり、その關係組織が調整されてゐない。

即ち中央に在る中央機關としては、内閣統計局、企劃院（以前は資源局）、農林大臣官房統計課、各省大臣官房文書課、等であり、地方に於ては、道府縣統計課、市町村統計主任、また外地に於ては、朝鮮總督官房文書課、臺灣總督官房調査課、樺太廳長官官房調査課、關東長官官房調査課がある。これらは何れもそれ自身の統計調査の目的を遂行する所の中央機關であるが、地方及び外地の機關は、内閣統計局が擔當する範圍の統計調査に就いてはその從屬機關として活動するから、一つの機關で二つの役割をもつ譯である。そこで問題となるのは中央に在る中央機關の關係が如何になつてゐるか、またこれらの中央機關と從屬機關との關係如何といふ問題である。

既に述べたやうに中央に存在する中央機關の中心的なるものは内閣統計局である。内閣統計局は、

- 一、行政各部統計の統一に關する事項
- 二、國際統計事務に關する統轄事項
- 三、人口統計、勞働統計其他國勢の基本に關する統計にして行政の各部に專屬せざるものに關する事項
- 四、統計に關する圖書の刊行及内外統計書の交換に關する事項
- 五、統計職員の養成並各官廳統計主任者の招集及會議に關する事項

統計局に於ては前項の外各廳、公共團體又は公益を目的とする社團若は財團の委託を受け其の統計の製表を爲すことを得(内閣所屬部局及職員官制第五條)

と規定してある所により明らかな通り、内閣統計局が國の一切の統計調査の中央機關ではなく、前記の「人口統計勞働統計其の他國勢の基本に關する統計にして行政の各部に專屬せざるもの」に限られる。従つてこれ以外の統計に就いては少くとも形式的には内閣統計局は支配的地位に在るものではない。それで行政の各部に於てその必要とする統計を適當と認める方法で調査するのであつて、國全體の統計及び統計調査に關する一定の計畫があつて、これによつて統計が作られる譯ではないから、國の統計として見た場合、先に述べたやうな統計の整備に關する條件が満足されるとは限らず、また内閣統計局の存在によつてこれが期待し得るものでもない。蓋しこの機關にはそれだけの機能が與へられてはゐないからである。

併し前記の一號には「行政各部統計の統一に關する事項」とあるから、内閣統計局が十分にこの機能を發揮し得れば、かゝる分立的統計調査機構に於ても或る程度の調整が可能となる譯であるが、これが如何なる程度まで行はれてゐるであらうか。これに就いて、どれだけの事が行はれてゐるか、外部の者には知ることが出来ないが、規定上からは、「統計の材料を改良し其調査の整頓を速にする爲め各省院廳の統計或は報告を主管編成する大臣官房又は局課の高等官一名を以て統計主任となし常に(内閣統計課)と協議し事務の便利を計るへし」(明治一九年內閣達第十號、改正明治二七年内閣訓令第一號)といふに過ぎない。而してその實情は、統計の整備、統計調査の調整に就いて必ずしも大なる期待は出来ないやうである。蓋しその實效を生ずるためには内閣統計局に於

て、行政各部統計統一に關し一定の權能を有し、少くとも大量觀察の理論的過程の諸問題に就いて他の中央機關と協議しこれを承認するにあらざれば調査を行ひ得ないといふやうな權威のあるものでなければならぬからである。現に、中央統計委員會は、大正十一年七月政府の諮問に對し「統計整理統一に關する答申」をなし、

- 一、政府は行政整理の要目として統計調査事務の統一整理刷新を圖るべきこと
- 二、國勢院を純然たる中央統計調査機關たらしむべきこと
- 三、國勢院をして統計行政の中樞たらしめ各省及地方廳の統計事務統一の實を舉げしむべきこと
- 四、國勢院をして國勢の基本に關する普遍的調査の管掌機關たらしむべきこと
- 五、性質上各省に專屬せざる一般的調査及二省以上の所管事項に跨り統一して調査するを便とするものは國勢院をして施行せしむべきこと

等その他を舉げてゐるが中央に於ける中央機關の中心的なるべき統計調査機關に就いて舉げてゐるのは右の五點で、中央機關の分立を排し集中的ならしむる見解に立ちその實施を必要と認めてゐるのである。「純然たる中央統計調査機關」たることを必要とし、且つ又、「統計行政の中樞」たらしむることを要求してゐることからでも察し得る所である。併しこの場合、「純然たる中央統計調査機關」たるためには果してどれだけの機能をもてばよいのであるか、また「統計行政の中樞」たる役割を演ずることが出来るためにはどれだけの權能を賦與さればよいのであるか、具體的なる規定或は内容に就いて中央統計委員會が如何なる案を有し、また其後これが實現に就いて如何なる調査研究をなし努力を拂つたか我々の知りたいと思ふ所である。高田太一氏はこの答申に就いて説明

を加へられてゐるが、それはかゝる改善を必要とする實情に在ることが専ら指摘され、改善の具體的内容にはおよんでゐない。たゞ我々は今日に於てなほこれが今後の問題として殘されてゐることを知り遺憾に堪へないものである。殊に、我國の現状に於ては、統制の強化進行に伴ふ統計調査機關の整備充實は急務であり、この點に就いて大いに研究せられなければならぬ。

従つて中央統計委員會といふ諮問機關のある以上、この機關が先づかゝる改善方面に就き活動すべきである。委員會自らがその「答申」に於て謳つてゐるやうに「中央統計委員會を統計調査に關する最高諮問機關と爲し委員の選任並其の待遇に留意し以て十分其の機能を發揮せしむべきこと」は重要である。從來中央統計委員會は大なる貢獻をなし來つたとは信するが、その人的要素や構成組織並に權限に就いて必ずしも十分であつたとは考へられない。我國の統計調査機構の改善のために、先づかゝる機關の改善を第一歩とし具體案を研究し時局に對する統計の貢獻を大ならしめたい。因に、中央統計委員會は現在の官制(大正九年勅令五一四號)によれば内閣總理大臣の監督に屬し統計に關する重要な事項を調査審議するものであり、内閣總理大臣又は各省大臣の諮問に應じ意見を開申しました内閣總理大臣又は各省大臣に對し建議することを得るものである。而してその構成は會長一人、副會長一人及委員三十人以内を以て組織され、なほ定員の外必要あるときは臨時委員を置くことが許されてをり、これらの構成員は内閣總理大臣の奏請により關係各廳高等官及學識經驗あるもの、中より内閣の任命する所である。敢て中央統計委員會ばかりでなく、いはゆる委員會と稱せられる多くの機關に就いて我々の最も疑問とする所は、これらの構成員中には、當該問題に就いて眞に専門家にあらざる者、或はこれに就いて研究業績の存在せ

ざる者などがあり、客觀的に委員たる資格のあることを認識せしむるものがない場合の少なからざることである。かゝる場合に委員會なるものが本來の使命とする所を眞面目に達成し得るかどうか、またかゝるものを以て出来る程度のものであれば、敢て國費の貴重部分を割いて委員會を設置する必要はなからうと思ふ。委員たる者が自らの職責を自覺し國家のため精勵し、國民に對し疑惑を抱かしめぬだけの努力を拂ふことは重要なことと考へる。

上述の如き實情に於ては、今日の内閣統計局は我國の統計の整備に就いて支配的な地位に在る者ではない。従つて行政各部の機關には獨立の統計調査に關する中央機關があり、各々その立場と方法に於て統計調査に従事してゐる。その結果、眞實性を缺く統計、利用性の少い統計を作るばかりでなく、統計の重複を生じつゝ而も不分な統計を作ることになつてゐる。前掲の高田氏の著書に於てこの點が明瞭に指摘されてゐる。¹⁾

「從來地方に於ける調査事務の重複混雜を來させるは、各省・各局間に何等の連絡統一なき爲個々獨立して各種の調査を企て、其の間に或は意識的或は無意識的に重複したる調査を實施し、濫りに地方廳に對し煩雜なる要求を爲すに基因するものである。換言すれば各省に於ては既存統計の利用し得べきものあるに拘らず、不用意に新たな調査を計畫することがあり、また統計調査の技術上殆んど不可能なる事項を地方に強ふるが如きことがある。更に調査方法極めて不適當であつて、當初より調査の正確を期待し難いものがあり、調査方法適當なるも調査結果の整理に付いて多く意を用ひず、従つて統計材料を蒐集するも之が整理極めて亂雜なるものがある。甚だしきに至つては何等の整理を爲さず、統計材料を高閣に束ねるものすらあるのである。又統計の編成の様式不備なるか、又は不齊一なる爲相互比較上不便なるものも尠くない。之が原因は一面内閣統計局の統計行政の中樞たらざるに職由することも多いのである。夫故に内閣統計局をして統計行政の中樞機關たらしめ、其の有する行政各部統計の統轄機能を十二分に發揮せしむる爲、適當なる方法を講ずべきである。而して更に各省に於ては其の統計主任即ち統計課長又は文書課長をして省内統計行政の中心たらしめ、地方各廳に於ては其の統計課長又は統計主任をして廳内統計行政の中心たらしむる

1) 統計調査 522頁

等の方法を案すべきであらう。」

ゆゑに各省・各部の統計調査機關は、行政上特殊に必要とする統計で而も國全體の統計の整備の系列に入らぬものに就いては中央機關として活動することに差支はないが、然らざるものに就いては、一個の從屬機關として機能することを至當とする。これがためには、國の統計の整備に就いて具體的な計畫をたて、この兩者を區別するのでなければ合理的な統計の統一は不可能である。先の中央統計委員會の「答申」の如きはかゝる問題の研究調査よりその具體化の歩を進めるのでなければ實現性はないであらう。而してまたこれがためには我國の今日の統計の解説批判の研究が重要な役割をもつものといはなければならぬ。

本文に於て中央地方に互る各統計調査機關に就いてその構成機能並に從屬機關との關係を述べべきであつたが、これは別の機會に譲つて補足することとする。殊に地方に於ける統計調査機關の中央機關と從屬機關としての兩性質の複合並にこれより生ずる結果に就いては詳しく述べなければならぬ。